

令和4年度版

ひとのわ基金
助成金交付要綱
I・II類型

一般社団法人ひとのわ協会

令和4年3月1日 施行

ひとのわ基金 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本国内において、様々な要因から生活困難な状況にある支援が必要な子どもを対象とする事業を行う団体及び個人（以下「団体等」という。）に対し、ひとのわ基金（以下「基金」という。）から助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、子どもの居場所づくりを推進することを目的とし、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における助成金の交付事業の支援対象としての「子ども」とは、原則として15歳未満の児童及び学生もしくは日本国内の義務教育を修了していない児童及び学生をいう。

2 この要綱における助成金の交付対象となる子どもの居場所づくりとは、次の事業をいう。

- (1) 子どもの学習支援運営事業
- (2) 子ども食堂運営事業
- (3) 子どもの体験活動及び実習事業
- (4) その他、子どもの支援に関し必要と認められる事業

3 助成金の交付対象となる団体等は、前項に定める事業を行う団体等であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に活動拠点をもち、当助成金の趣旨に合致する活動を行っていることと認められる団体及び個人。
- (2) 日本国内で子どもの居場所づくり事業（以下「居場所づくり事業」という。）を行うこと。
- (3) 事業実施地域の住民が運営に携わり、代表者、運営スタッフ及び協力者等の人員が確保できること。
- (4) 居場所づくり事業の参加者（事業の対象となる子どもをいう。以下同じ。）の費用負担が無料又は実費程度のものであること。
- (5) 事業運営上、安全面及び衛生面について、適切な配慮がなされていること。
- (6) 居場所づくり事業の参加者の個人情報適切に管理されていること。
- (7) 地域へ適切な周知を図り、対象とする子どもの参加を促す取組を行えること。

4 助成金の交付事業は、事業年度単位で募集するものとし、当助成金の事業年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。

(助成の対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に規定する団体等又は事業は、助成の対象外とする。

- (1) 政治的活動及び宗教活動を目的とする団体等
- (2) 営利を目的とする団体が行う営利を伴う事業
- (3) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、児童ポルノ禁止法という。）の趣旨に反する活動を行ったことがある団体等
- (5) その他、当法人が対象外と認める団体又は事業

(助成金の種類等)

第4条 助成金の種類及び助成額は、下記の2類型とし、別表第1に定めるところによるものとする。

- (1) I 類型（スポット型） 助成額 1万円（2回目以降3万円）
 - (2) II 類型（継続事業型） 助成額 50万円(上限額)
- 2 前項の2類型のうち、I 類型（スポット型）の助成金を基本とし、初めて基金に申込み団体等は、原則としてI 類型の助成金を利用するものとする。
 - 3 I 類型（スポット型）の助成金に関しては、本要綱第2条第2項に記載のある子どもの居場所づくり事業（学習支援等）に利用できるものとする。
 - 4 第1項のII 類型（継続事業型）の助成金は、第2条第3項に定める要件のほか、会則またはこれに代わる物を備え、組織として活動していると認められる団体もしくは個人であり、かつ居場所づくり事業活動の実績が1年以上あること又は1年以上の継続が見込めると当法人に認められた団体等のみが利用することができるものとする。
 - 5 助成金の対象経費は、別表第2に定めるところによるものとする。ただし、宿泊のための経費並びに団体内部の研修及び親睦のための経費は、対象外とする。

(助成金の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、一般社団法人ひとのわ協会が指定するひとのわ基金助成金交付申請書（様式第1号【I 類型】もしくは様式第2号【II 類型】のいずれか）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、類型別に次の書類を添付しなければならない。

【I 類型】

- (1) 事業計画書 様式第3号
- (2) 団体等の活動が分かるもので会則、役員名簿及び事業内容を説明したもの
- (3) ひとのわ基金助成金に関する誓約書 様式第5号

(4) その他、当法人が必要と認める書類

【Ⅱ類型】

(1) 事業計画書 様式第3号

(2) 収支予算書 様式第4号

(3) 団体等の活動が分かるもので会則、役員名簿及び事業内容を説明したもの

(4) 直近の決算書もしくは帳簿等

(5) ひとのわ基金助成金に関する誓約書 様式第5号

(6) その他、当法人が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 前条による助成金の申請書を受理した場合には、当法人は、その内容を審査し、速やかに助成金交付の可否について決定しなければならない。

2 前項により可否を決定した場合には、ひとのわ基金助成金交付決定・却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 前項により助成金の交付決定通知を受けた者は、速やかにひとのわ基金助成金交付請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

4 助成金の交付決定に関しては、当法人の当該事業年度の予算に基づき、Ⅰ類型(スポット型)及びⅡ類型(継続事業型)共に月毎の上限を定めた上で、採択するものとする。

(助成金対象事業の変更等)

第7条 助成金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、助成金の対象となる事業の内容の変更又は事業の中止を行う場合には、事前に当法人の承認を受けるものとする。

2 前項により承認を受けた事業に係る助成金については、その余剰が生じる場合は、速やかに返還しなければならない。

(事業報告)

第8条 被交付者は、助成金の類型別に下記の期限までにひとのわ基金助成金事業実施報告書(様式第8号もしくは様式第9号)により報告するものとする。

(1) Ⅰ類型(スポット型) 事業実施日から30日以内

(2) Ⅱ類型(継続事業型) 交付を受けた日の属する事業年度の末日から30日以内

2 前項の報告書を提出する際は、助成金の類型別に次に掲げる書類等を添付するものとする。

(1) I 類型 (スポット型)

- ①事業の実施状況等が分かる写真、参加者を募るチラシ及びその他実施実績を示す書類等
- ②事業費の内訳がわかる領収証等

(2) II 類型 (継続事業型)

- ①収支決算書 様式第 10 号
- ②事業の実施状況等が分かる写真、参加者を募るチラシ及びその他実施実績を示す書類等

- 3 被交付者は、前 2 項により報告した事業に係る助成金に余剰が生じた場合には、その余剰の範囲内で速やかに助成金を返還するものとする。
- 4 当法人は、第 1 項による報告書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査するものとする。この場合において、助成金の額が適正と認められるときは、ひとのわ基金助成金確定通知書 (様式第 11 号) により被交付者に通知するものとする。
- 5 前項の確定通知書を受理した個人及び団体に限り、本助成金への 2 回目以降の申請をすることができるものとする。
- 6 第 3 項により返還額が生じた被交付者が、返還額を返還したときは、当法人は、受領書 (様式第 12 号) を被交付者に交付するものとする。

(助成金の交付取消し等)

第 9 条 被交付者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の一部又は全部を返還させるものとする。

- (1) 助成金辞退の申し出があったとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(助成金交付事業の表示)

第 10 条 被交付者が助成金交付事業を行うにあたり、被交付者のホームページ(以下HPという。)、ソーシャルネットワークサービス(以下SNSという。)及びチラシ等の活動周知、報告に係る広報物に、協賛団体として当法人の団体名及び基金名を表示するよう努めるものとする。

(助成金交付者に関する情報利用)

第 11 条 被交付者は、団体名、助成金の交付を受けた事実及び当該助成金を利用した活動実績等について、ひとのわ基金活動報告として以下の手法を持って、当法人が広報活動に利用する事について承諾したものとする。

- (1) ひとのわ協会
- (2) ひとのわ協会 SNS (Facebook、Twitter、Instagram など)
- (3) ひとのわ協会が認可した NPO などの外部サイトならびに、SNS
- (4) 上記のほか、ひとのわ協会が必要と認めた一切の媒体

(助成金交付者の会員登録)

第 12 条 被交付者は、助成金交付を受けるにあたり、ひとのわ基金会員規程第 5 条第 3 項に定めるとおり、当法人の活動理念に賛同する賛助会員に加入するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成金の種類	助成額等（1団体につき）
ひとのわ基金助成金 （Ⅰ類型－スポット型）	初回 1万円（2回目以降 3万円） 上限額50万円（1年度につき）
ひとのわ基金助成金 （Ⅱ類型－継続事業型）	上限額50万円（1年度につき）

別表第2（第4条関係）

助成金の種類	助成金対象経費
ひとのわ基金助成金 （Ⅰ類型－スポット型）	材料費、燃料費、備品購入費、会場使用料等 ※ほか事業運営に必要と認められる経費
ひとのわ基金助成金 （Ⅱ類型－継続事業型）	材料費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、 印刷製本費、保険料、報償費、通信費、保菌 検査費、講習受講料、施設改修費、研修費、 講師等謝礼金、 ※スタッフ人件費等、ほか事業運営に必要 と認められる経費

※団体、グループ内の運営経費としての人件費(役員報酬、給料等)は、対象外とする。